

「科学技術基本法」の早期制定についての日本工学アカデミー会長談話

今般自由民主党、日本社会党、新党さきがけ及び、新進党の有志議員各位より国会に「科学技術基本法」が提案される旨承り、私共科学技術の振興に微力を尽くしております者として非常に心強く思います。

国家として重点を置くべき基本の政策についてはその方向と政府の責務を明示する基本法を制定し、それに基づいて立法、行政が行われるべき事は言う迄もありません。この趣旨で各種の基本法が制定され、それに基づいた立法、予算決定等が行われて参りましたが、残念なことに科学技術立国を目指す我国に今日まで科学技術基本法がありませんでした。

昭和四十年代初期に立法の動きはあったものの、一部の関係者の反対で実現できなかったと伺って居ります。二十一世紀に向かって大きな変革期を迎えている我国にとって産業の国際競争力の強化を図り豊かな国民生活を実現し、文化的にも真の国際国家として発展させていくためには、科学技術の振興が何よりも重要なことは論をまたないところであります。かかる視点から、昭和四十年代以上に科学技術の重要性が増した今日、我国の将来の発展のため、科学技術に対する国としての姿勢を基本法として定め、諸施策の策定と実施を政府の責務として明示し、関係機関の科学技術の振興に対する責任を明確に規定することは極めて重要でありまた有意義なことと考えます。

この様な趣旨から、私は日本工学アカデミーの会員各位を代表して「科学技術基本法」の一日も早い制定を望むものであります。

平成七年三月三十一日

日本工学アカデミー会長

岡村総吾

日本工学アカデミー

〒100 東京都千代田区丸の内一丁目五—

新丸ビル四階〇〇七

電話 (〇三)三二二—二四四—

FAX (〇三)三二二—二四四—

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 科学技術基本計画（第八条）
- 第三章 研究開発の推進等（第九条―第十六条）
- 第四章 国際的な科学技術活動の推進（第十七条）
- 第五章 科学技術に関する啓発等（第十八条）

附則  
第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

（科学技術の振興に関する方針）

第二条 科学技術の振興は、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であることにかんがみ、研究者及び技術者（以下「研究者等」という。）の創造性が十分に発揮されることを旨として、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究から開発研究に至るまでの各段階の研究の調和のとれた発展及び国の試験研究機関、大学、民間等の有機的な連携に配慮して、積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、科学技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を活かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（大学等に係る施策における配慮）

第五条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策で大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）に係るものを講ず

るに当たっては、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、科学技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならぬ。

(年次報告)

第七条 政府は、毎年、国会に、政府が科学技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 科学技術基本計画

第八条 政府は、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発（基礎研究から開発研究に至るまでの研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針

二 研究施設及び研究設備（以下「研究施設等」という。）の整備、研究開発に係る情報化の促進、研究開発に要する資金の確保その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合かつ計画的に講ずべき施策

三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならない。

4 政府は、科学技術の進展の状況、政府が科学技術の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、科学技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により科学技術基本計画を策定し、又は前項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

## 第三章 研究開発の推進等

(研究開発の推進)

第九条 国は、重要な分野における研究開発に関する企画及び実施その他の広範な研究開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究者等の確保等)

第十条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、

研究者等の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、研究開発に係る支援機能の充実が研究開発の円滑な推進にとって重要であることにかんがみ、研究開発に係る支援のための人材の確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保を図るため、前二項に規定する施策に準じて施策を講ずるものとする。

（研究施設等の整備等）

第十一条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、国の試験研究機関、大学等及び民間等における研究開発に係る機関（以下「研究開発機関」という。）の研究施設等の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究開発の円滑な推進を図るため、研究材料の供給等研究開発に係る支援機能の充実に必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発に係る情報化の促進）

第十二条 国は、研究開発の効率的な推進を図るため、科学技術に関する情報処理の高度化、科学技術に関するデータベースの充実、研究開発機関等の情報ネットワークの構築等研究開発に係る情報化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発に係る交流の促進）

第十三条 国は、研究開発に係る円滑な交流を促進するため、研究者等の交流、研究開発機関による共同研究開発、研究開発機関の研究施設等の共同利用等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発に要する資金の確保等）

第十四条 国は、研究開発の円滑な推進を図るため、研究開発に要する資金の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究開発の効果的な推進を図るため、研究開発の展開に応じて、研究開発に係る資金を弾力的に使用する等その適切な活用に必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の成果の普及等）

第十五条 国は、研究開発の成果の活用を図るため、その普及及び実用化の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

（民間の努力の助長）

第十六条 国は、我が国の科学技術活動において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間の自主的な努力を助長することによりその研究開発を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 国際的な科学技術活動の推進

第十七条 国は、我が国における科学技術の振興を図るとともに我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、研究者等の国際的交流、国際的な共同研究開発、科学技術に関する情報の国際的流通等国際的な科学技術活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第五章 科学技術に関する啓発等

第十八条 国は、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じて科学技術に対する理解と関心を深めることができるよう、科学技術に関する啓発及び知識の普及並びに学習の振興のための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。